

佐賀県新規観光コンテンツ創出事業計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀県新規観光コンテンツ創出事業計画策定業務

2 目的

佐賀県が持つ本物の価値を際立たせ、佐賀の観光満足度を高めるとともに、県民が佐賀への愛着を感じ、誇りを感じることができる「唯一無二の観光」を創ることを目的として、本業務を委託する。

3 契約期間

契約の日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 委託業務の内容

「佐賀県新規観光コンテンツ創出事業計画」を以下の構成を基本として策定すること。また、事業計画の概要版も作成すること。

- (1) 佐賀県の地理や歴史、文化等の観光面での優位性の整理
- (2) (1) を踏まえ、佐賀県ならではの価値を活かした基本方針の策定
- (3) (1)、(2) を踏まえ、「唯一無二の観光」を創る具体的な事業案
- (4) (3) の実施に向けた詳細スケジュール
- (5) (3) の事業経費の試算

5 留意事項

- (1) 4 (3) においては、イベントクリエイター等有識者の意見を反映させたものとするとともに、イメージパースを作成すること。
- (2) 本業務の内容については、佐賀県と受託者との協議等を行い決定する。
- (3) 本業務において、第三者（実行委員会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、受託者が著作権処置等を行うこと。
- (4) 本業務において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本業務において作成された成果物への著作人格権は行使しないものとする。
- (5) 本業務完了後、完了報告書等の関係書類を提出すること。